3	その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）				
4	オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）				
	オフ・バランスシートの資産				
5	支払承諾等				
6	コミットメント等				
7	オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）				
	合計				
8	合計（４＋７）				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）並びに信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百六十七条の規定又は持株自己資本比率告示第百四十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　項番１「貸出金」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金に含まれる資産を対象として計数を記載すること。

b　項番２「有価証券（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における有価証券に含まれる資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること。

c　項番３「その他オン・バランスシートの資産（うち負債性のもの）」の項には、貸借対照表又は連結貸借対照表における貸出金及び有価証券以外の資産のうち、負債性の商品に係る資産を対象に計数を記載すること（ただし、貸借対照表又は連結貸借対照表における支払承諾見返に含まれる資産、派生商品取引に係る資産及び特定取引勘定に属する資産を除く。）。

d　項番４「オン・バランスシートの資産の合計（１＋２＋３）」の項には、項番１、項番２及び項番３の項に計上される額の合計額を記載すること。

e　項番５「支払承諾等」の項には、金融機関が提供する保証及びクレジット・デリバティブによるプロテクションに係るエクスポージャーの額を記載すること。

f　項番６「コミットメント等」の項には、コミットメントのうち、取消し不能なコミットメント（条件の有無にかかわらず取消し可能なコミットメントを除く。）に係る信用供与枠の未引出額に係るエクスポージャーの額（ただし、ＣＣＦ（自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）の適用前の額とする。）を対象として、計数を記載すること。

g　項番７「オフ・バランスシートの資産の合計（５＋６）」の項には、項番５及び項番６の項に計上される額の合計額を記載すること。

h　項番８「合計（４＋７）」の項には、項番４及び項番７の項に計上される額の合計額を記載すること。

i　それぞれの項に含まれる対象資産が明確でない場合には、説明を付すこと。

j　イ欄及びロ欄には、引当金の控除前かつ自己資本比率告示又は持株自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のエクスポージャー額を記載すること。また、当該額は、自己資本比率告示第八十条第一項又は持株自己資本比率告示第五十八条第一項に規定する信用リスク削減手法及びＣＣＦの適用前の額とすること。

k　イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第七十一条第一項又は持株自己資本比率告示第四十九条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第七十二条第一項又は持株自己資本比率告示第五十条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第七十一条第三項及び第七十二条第三項の規定又は持株自己資本比率告示第四十九条第三項及び第五十条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第二百五条第一項又は持株自己資本比率告示第百八十三条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

l　ハ欄には、項番１から項番８までのそれぞれに対応するものとして計上される引当金の合計額を記載すること。

m　ニ欄には、イ欄及びロ欄の合計額から、ハ欄の額を控除した額を記載すること。

n　「オン・バランスシートの資産」の項番１から項番４までの項ニ欄の額は、それぞれ第四面の項番１から項番４までの項イ欄及びロ欄の合計額と一致する。

o　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

p　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。